

平成22年の起訴率及び起訴猶予率は、男性ではそれぞれ87.1%及び6.5%であり、女性ではそれぞれ81.9%及び9.1%であった。

起訴人員に占める女性比は、男性の起訴人員が減少する中で、女性の起訴人員はほぼ横ばいで推移したため上昇し、平成22年は17.2%であった。起訴猶予人員に占める女性比は、ほぼ毎年20%台で推移しており、22年は23.1%であった（CD-ROM資料10参照）。

## 第2節 前科の有無別起訴・起訴猶予人員

この節では、起訴人員及び起訴猶予人員を罪名別、男女別及び前科の有無別に見る。

いずれの罪名でも、女性の初犯者率は男性より高いが、起訴人員中の有前科者における女性比は上昇している。

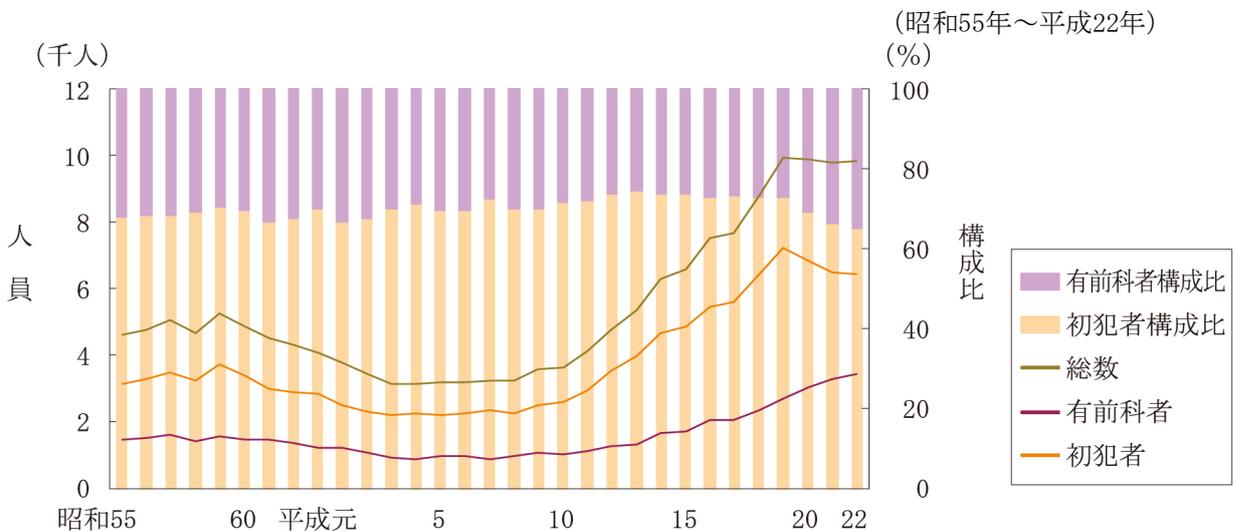
なお、初犯者とは、罰金以上の刑に処せられたことがない者、初犯者率とは、起訴人員、起訴猶予人員又は両人員の合計人員に占める初犯者の比率をいい、有前科者とは、罰金以上の刑に処せられたことがある者、有前科者率とは、これらの人員に占める有前科者の比率をいう（以下この節及び次節において同じ。）。本節及び次節の各図における「初犯者構成比」は「初犯者率」に、「有前科者構成比」は「有前科者率」に相当する。

### 1 一般刑法犯

#### (1) 起訴人員

3-2-1図は、昭和55年以降の一般刑法犯による女性の起訴人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料11参照）。

3-2-1図 一般刑法犯 前科の有無別 女性起訴人員の推移



注1 検察統計年報による。  
 注2 法人を除く。  
 注3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

昭和55年から平成22年にかけての一般刑法犯の起訴人員の推移を概観すると、初犯者以上に有前科者が減少した結果、初犯者率が上昇しており、有前科者率は、男性では、おおむね50%から60%、女性では20%から40%で推移している。

女性では、起訴人員中、初犯者も有前科者も増加しているが、初犯者率は昭和55年以降平成22年まで、毎年60%を超えている。

女性の有前科者では、体刑（懲役又は禁錮）前科のある者も罰金前科のある者も増加している。体刑前科のある者は、平成11年から増加傾向となり、14年には、それまで1,200人未満で推移してきた同人員が1,300人台となり、22年には1,959人にまで増加した。体刑前科のある者の中では、執行猶予付前科のある者の増加がより急激であり、11年以降、女性の体刑前科のある者の60%程度となっている。また、女性の有前科者のうち、罰金前科のある者は、17年から毎年増加しており、特に19年にはそれまで450人以下で推移してきた同人員が787人に増加し、その後さらに倍増して、22年には1,469人となった。

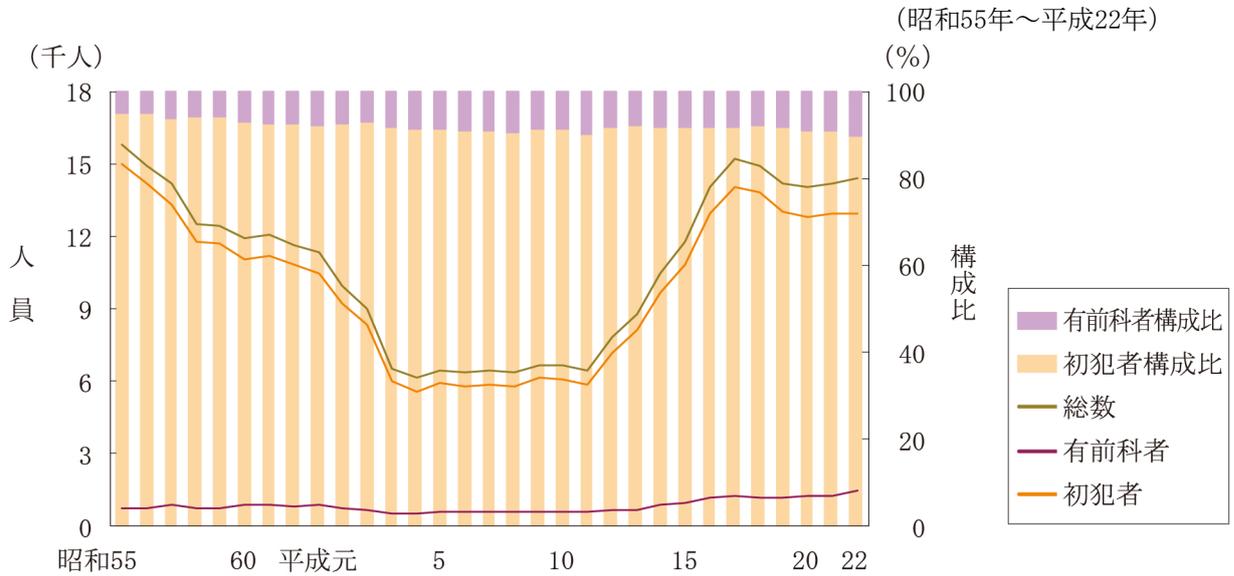
男性では、体刑前科のある者も、そのうち実刑前科のある者も減少している。男性の体刑前科のある者に占める実刑前科のある者の比率は、ほぼ毎年60%台で推移しており、22年は61.0%であった。

起訴人員中の初犯者における女性比は、男性の初犯者が平成4年まで減少傾向で推移した後、5年から16年まで増加し、17年から減少傾向となる中、女性では初犯者が9年から19年まで増加し続け、20年以降も高水準を維持していることから上昇し、22年は14.4%であった。起訴人員中の有前科者における女性比は、男性の有前科者が昭和56年をピークに平成8年まで減少し、9年から18年まで増加して、19年から再び減少傾向となる中、女性の有前科者は昭和58年から平成7年まで減少傾向で推移した後、8年から増加傾向となり、11年以降は毎年増加し続けた結果上昇し、22年は7.4%であった（CD-ROM資料11参照）。

(2) 起訴猶予人員

3-2-2図は、昭和55年以降の一般刑法犯による女性の起訴猶予人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料12参照）。

3-2-2図 一般刑法犯 前科の有無別 女性起訴猶予人員の推移



注1 検察統計年報による。  
 注2 法人を除く。  
 注3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

一般刑法犯の起訴猶予人員を見ると、男性では初犯者率はほぼ横ばいであるが、女性では有前科者が昭和55年との比較で倍増したことから初犯者率は低下している。しかし、それでも女性の初犯者率は男性よりも顕著に高く、男性の初犯者率が同年以降毎年60%台で推移しているのに対し、女性では平成21年まで（22年は89.7%）、90%台を維持していた。

体刑有前科者の中では、男性では、執行猶予付前科のある者が実刑前科のある者以上に増加した結果、実刑前科のある者の比率は低下しているが、依然としてほぼ50%を占めている。

女性では、有前科者のうち、体刑前科のある者以上に罰金前科のある者が増加しており、同人員は昭和55年との比較で平成22年は2倍以上になっている。体刑前科のある者のうち実刑前科のある者の比率はほぼ横ばいで、30%程度である。

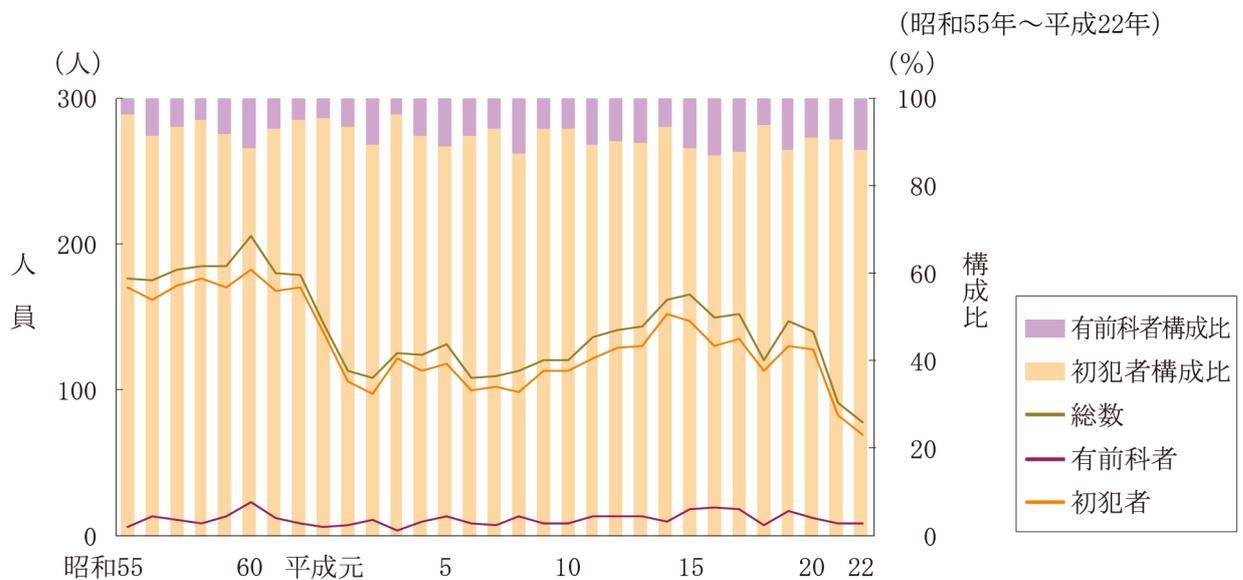
起訴猶予人員中の初犯者における女性比は、ほぼ毎年20%台で推移しており、平成22年は24.6%であった。起訴猶予人員中の有前科者における女性比は、9年まではほぼ毎年5%未満で推移していたが、女性有前科者が、途中増減はあるものの昭和55年と比較すると平成22年にはほぼ倍増しているところ、男性有前科者の増加が同様の比較においてわずかであることから上昇し、10年以降は毎年5%を上回っており、22年は6.4%の最高値となった（CD-ROM資料12参照）。

## 2 殺人

殺人は重罪であり、殺人を犯して起訴猶予処分を受けることは通常考えられず、起訴猶予は例外的な処分であることから、同罪については、起訴人員についてのみ分析を行う（同罪による前科の有無別起訴猶予人員については、CD-ROM資料12参照）。

3-2-3図は、昭和55年以降の殺人による女性の起訴人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料11参照）。

3-2-3図 殺人 前科の有無別 女性起訴人員の推移



- 注1 検察統計年報による。  
 2 法人を除く。  
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

殺人の起訴人員を見ると、男性では、初犯者以上に有前科者が減少した結果初犯者率が上昇し、平成17年から50%を超えている。女性では、有前科者は少ないものの横ばいで推移し、初犯者は減少しているため、初犯者率は低下傾向にあるが、昭和55年以降、毎年80%を超えている。

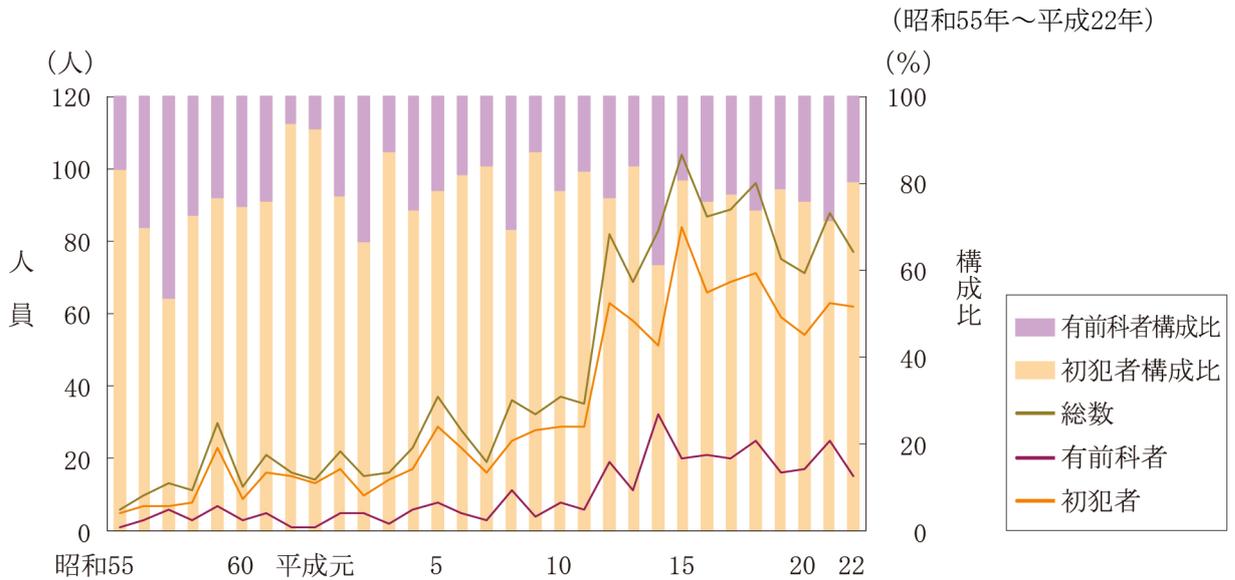
起訴人員中の初犯者における女性比は、平成5年まではほぼ毎年30%台で推移していたが、6年以降ほぼ毎年20%台で推移しており、22年は25.8%であった。一般刑法犯と比較すると顕著に高い。起訴人員中の有前科者における女性比は、14年までほぼ毎年4%未満で推移していたが、15年以降上昇して、ほぼ毎年4%を超えて推移しており、22年は5.7%であった。しかし、いまだ一般刑法犯と比較すると低い（CD-ROM資料11参照）。

### 3 強盗

#### (1) 起訴人員

3-2-4図は、昭和55年以降の強盗による女性の起訴人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料11参照）。

3-2-4図 強盗 前科の有無別 女性起訴人員の推移



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人を除く。
- 注3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

強盗の起訴人員を見ると、男女とも、初犯者、有前科者の双方が増加している。男性では、初犯者率が上昇しているが、女性では有前科者の増加も大きく、初犯者率はほぼ横ばいである。しかし、男性の初犯者率がおおむね40%から60%で推移しているのに対し、女性ではおおむね70%から90%とより高率で推移している。

女性の有前科者では、罰金前科のある者は少なく、しかも横ばいで推移している。体刑前科のある者も少ないが、罰金前科のある者よりは多く、増加している。

起訴人員中の初犯者・有前科者における女性比は、女性の初犯者・有前科者はいずれも増加しているものの、初犯者はおおむね80人未満、有前科者は40人未満と極めて少ないことから、上昇傾向は認められるものの依然として低い。平成22年はそれぞれ6.2%、2.4%であり、いずれも、一般刑法犯と比較すると顕著に低い（CD-ROM資料11参照）。

#### (2) 起訴猶予人員

強盗の起訴猶予人員を見ると、男性では、平成16年のみ126人と突出して多かったものの、うち97人は初犯者であり、有前科者は昭和55年以降ほぼ横ばいで推移している。女性

は、起訴猶予人員自体が極めて少なく、毎年20人未満であるが、初犯者も有前科者も増加傾向がうかがわれる。女性の初犯者率は年により変動が大きい。男性では、長期的に見ると、初犯者率が若干の上昇傾向にある。

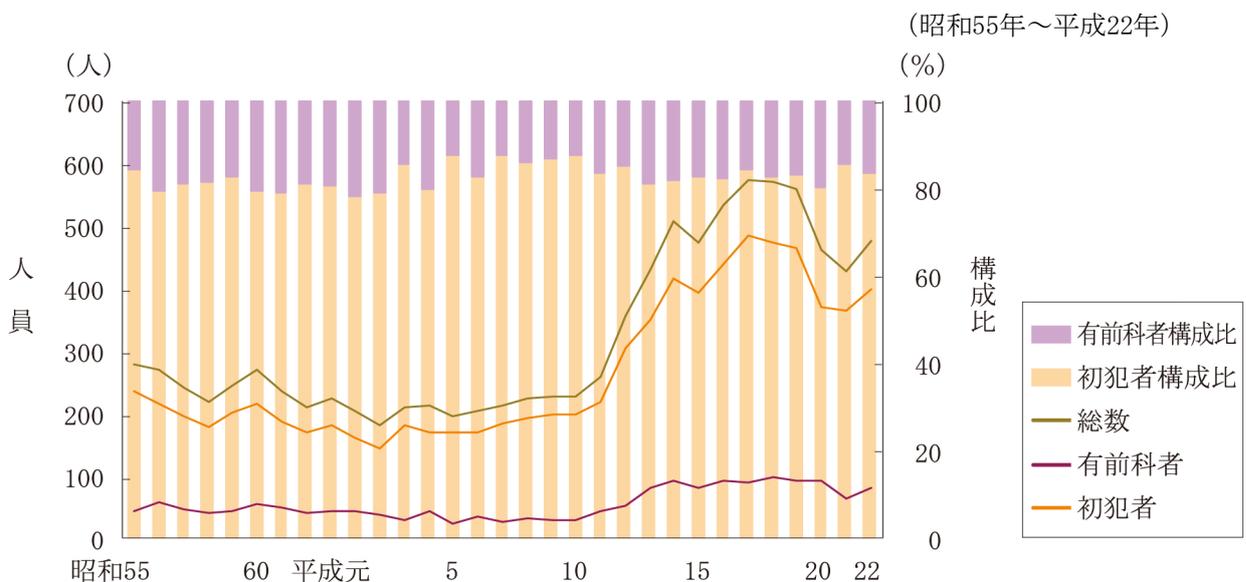
強盗による女性の起訴猶予人員は極めて少ないため、初犯者でも有前科者でも女性比は年により変動が大きい。平成22年の初犯者における女性比は、13.6%であった。同年の女性の起訴猶予人員には、有前科者はいなかった（CD-ROM資料12参照）。

#### 4 傷害

##### (1) 起訴人員

3-2-5図は、昭和55年以降の傷害による女性の起訴人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料11参照）。

3-2-5図 傷害 前科の有無別 女性起訴人員の推移



注1 検察統計年報による。  
 2 法人を除く。  
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

傷害の起訴人員を見ると、男性では有前科者が大幅に減少した結果、初犯者率が上昇し、平成9年以降、毎年50%を超えている。女性では、初犯者も有前科者も増加しているが、元々初犯者が多く、初犯者率は昭和55年以降、ほぼ毎年80%を超えている。

女性では、有前科者のうち、罰金前科のある者はほぼ横ばいで推移しているが、体刑前科のある者が増加している。

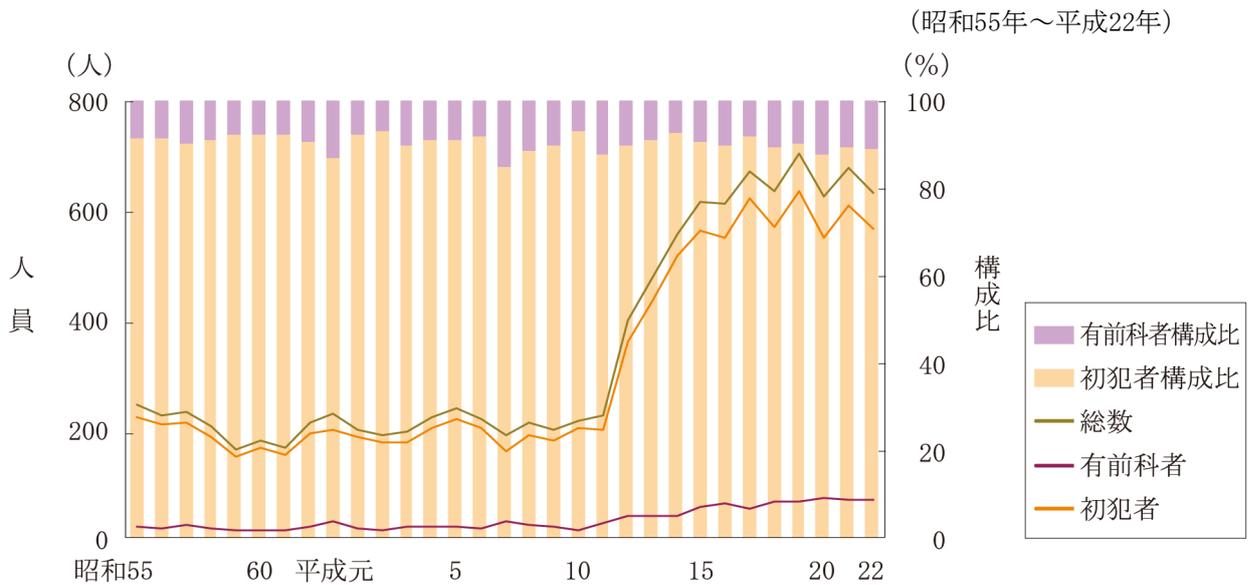
起訴人員中の初犯者における女性比は、平成2年まで2%台で推移していたが、3年以降上昇傾向となり、22年は7.1%であった。起訴人員中の有前科者における女性比は、12

年まで1%未満であったが、13年から緩やかに上昇し、同年以降1%台となっており、22年は1.6%であった。いずれも一般刑法犯と比較すると顕著に低い（CD-ROM資料11参照）。

（2） 起訴猶予人員

3-2-6図は、昭和55年以降の傷害による女性の起訴猶予人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料12参照）。

3-2-6図 傷害 前科の有無別 女性起訴猶予人員の推移



注1 検察統計年報による。  
 注2 法人を除く。  
 注3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

傷害の起訴猶予人員を見ると、男性でも女性でも初犯者及び有前科者の双方が増加している。男性の初犯者率はおおむね60%台、女性の初犯者率は90%前後で推移している。

女性では初犯者以上に有前科者が増加しており、有前科者の中では、罰金前科のある者（昭和55年との比較で平成22年には約2倍に増加）以上に体刑前科のある者が増加（同約8.3倍）している。

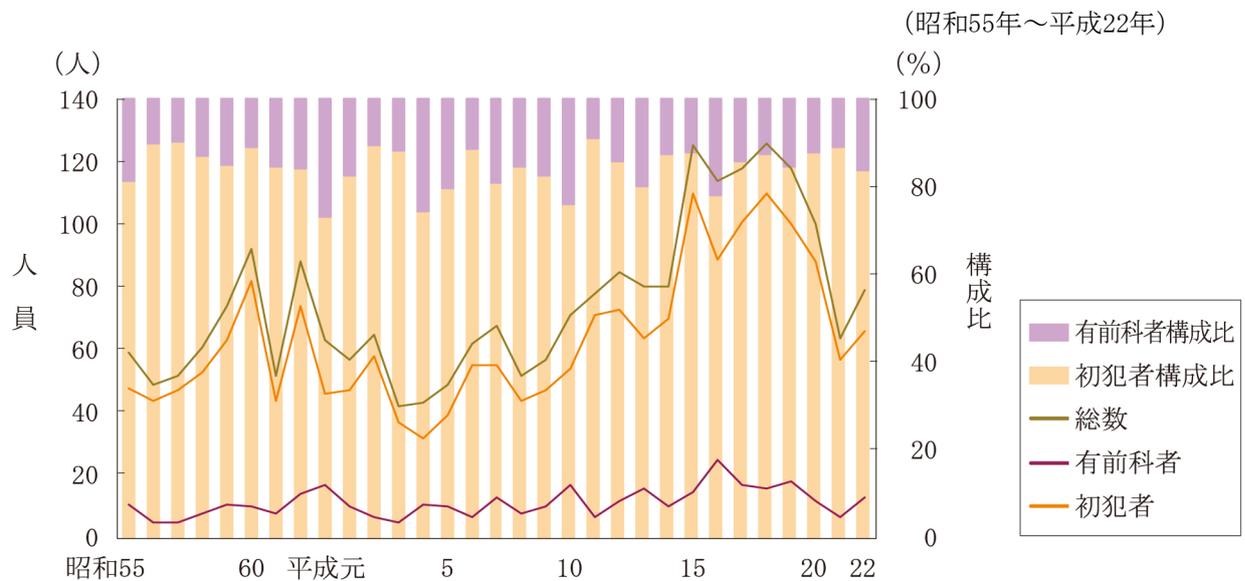
起訴猶予人員中の初犯者・有前科者における女性比は、いずれも女性の初犯者・有前科者の増加率が男性の初犯者・有前科者の増加率を大幅に上回ったことから上昇し、平成22年はそれぞれ10.6%、2.6%であったが、一般刑法犯と比較すると顕著に低い（CD-ROM資料12参照）。

## 5 放火

### (1) 起訴人員

3-2-7図は、昭和55年以降の放火による女性の起訴人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料11参照）。

3-2-7図 放火 前科の有無別 女性起訴人員の推移



- 注1 検察統計年報による。  
 2 法人を除く。  
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

放火の起訴人員を見ると、男性の初犯者は昭和63年から平成7年までの間200人未満で推移したほかは、ほぼ毎年200人台で推移しており、有前科者は元年から8年までの間200人未満で推移したほかは17年までほぼ毎年200人台で推移していたが、16年からは減少傾向にあり、18年から再び200人未満で推移している。女性の初犯者は、14年まで100人未満で推移していたが、同年から増加し、15年に初めて100人を上回った。18年に110人となってから減少傾向にあり、22年は66人であった。女性の有前科者は、16年に25人となったのが最多で、その他の年は20人未満と少ない。初犯者率は、男性では若干の上昇傾向にあるがおおむね40%から60%であるところ、女性ではほぼ横ばいではあるがおおむね80%台の高率で推移している。

起訴人員中の初犯者における女性比は、昭和55年代後半には10%台であったが、緩やかに上昇し、平成14年以降は毎年20%を超えており、20年には32.0%となった。22年は24.4%であったが、一般刑法犯と比較すると顕著に高い。同年の有前科者における女性比は9.0%であり、一般刑法犯と比較すると顕著に高いが、放火による起訴人員中の女性の有前科者は、毎年25人以下と極めて少なく、年ごとの変動が大きい（CD-ROM資料11参照）。

## (2) 起訴猶予人員

放火の起訴猶予人員を見ると、男性では初犯者も有前科者も減少している。初犯者率はおおむね50%から70%で推移している。女性では、前科の有無を問わず起訴猶予人員自体が少ないが、初犯者率は昭和55年以降、ほぼ毎年80%を超えている。

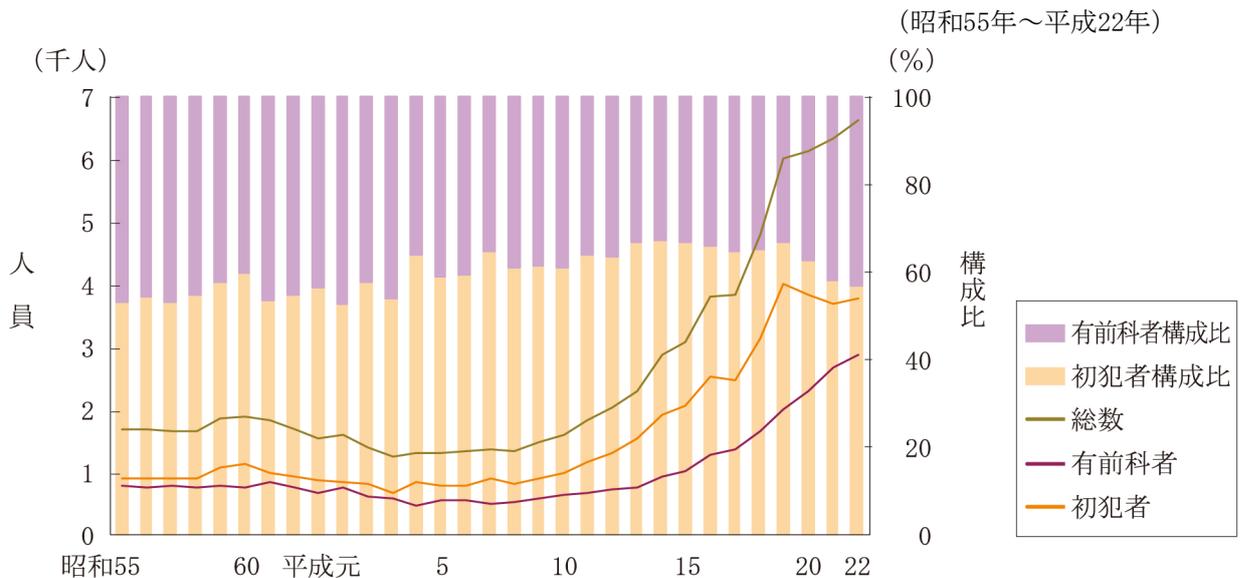
起訴猶予人員中の初犯者における女性比には、上昇傾向が認められ、平成22年は55.6%であり、一般刑法犯と比較しても顕著に高いが、女性の放火による起訴猶予人員中、初犯者は毎年35人未満と少なく、年ごとの変動が大きい。起訴猶予人員中の女性の有前科者は、毎年10人未満と極めて少なく、22年には女性有前科者はいなかった（CD-ROM資料12参照）。

## 6 窃盗

### (1) 起訴人員

3-2-8図は、昭和55年以降の窃盗による女性の起訴人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料11参照）。

3-2-8図 窃盗 前科の有無別 女性起訴人員の推移



- 注1 検察統計年報による。
- 2 法人を除く。
- 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

窃盗の起訴人員を見ると、男性の初犯者は、途中増減はあるものの、平成21年以降、昭和50年代後半と同水準の1万4,000人台となっており、有前科者は最近の約30年間に緩やかに減少して2万1,000人台となった。

女性の起訴人員は、平成元年まで1,000人台後半で推移していたが、その後減少し、3年には1,238人となったが、4年以降増加傾向となった。特に10年以降増加傾向が顕著と

なり、22年には3年の約5.4倍（6,632人）となった。その内訳を見ると、初犯者も有前科者も顕著に増加しており、22年には初犯者が3,766人と昭和55年の約4.2倍、有前科者は2,866人と同年の約3.6倍となった。

以上から、男性の初犯者率は上昇し、平成10年頃から40%を超えているが、女性の初犯者率の方が高く、しかも緩やかな上昇傾向にあり、7年以降ほぼ毎年60%を超えている。

女性では、有前科者のうち、体刑前科のある者も罰金前科のある者も増加しており、体刑前科のある者の中では執行猶予付前科のある者の比率が上昇し、平成15年以降60%前後で推移している。

起訴人員中の初犯者における女性比は、平成11年から上昇傾向にあったものの、13年までは10%未満で推移していたが、14年以降は毎年10%を超えており、22年には20.6%の最高値となった。起訴人員中の有前科者における女性比は、昭和60年まで2%台であったが、徐々に上昇し、61年から3%台、平成12年から4%台となり、16年以降は毎年5%を超えて推移するとともに、同年以降顕著に上昇し、22年は11.9%であった。いずれも一般刑法犯と比較して顕著に高い（CD-ROM資料11参照）。

## （2） 起訴猶予人員

3-2-9図は、昭和55年以降の窃盗による女性の起訴猶予人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料12参照）。

3-2-9図 窃盗 前科の有無別 女性起訴猶予人員の推移



- 注1 検察統計年報による。  
 2 法人を除く。  
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

窃盗の起訴猶予人員を見ると、男性は初犯者も有前科者も、平成10年頃まで減少した後増加傾向となり、22年は2万6,823人であった。体刑前科のある者のうち実刑前科のある者の比率は、男性では、おおむね50%から55%で推移していたが、同年は昭和55年以降最も高い56.1%となった。

女性では、初犯者が平成11年まで減少傾向にあった後増加している。女性の有前科者は、8年から顕著な増加傾向となったが、初犯者も増加したため初犯者率は横ばいで推移した。昭和55年と比較すると同比率は緩やかに低下しており、平成22年に初めて90%を下回り、89.6%となった。女性では、有前科者のうち、体刑前科のある者も罰金前科のある者も顕著に増加しており、昭和55年との比較で、平成22年は、体刑前科のある者が約1.7倍、罰金前科のある者が約2.8倍となっている。体刑前科のある者の中では、執行猶予付前科のある者の比率が毎年60%を超えている。

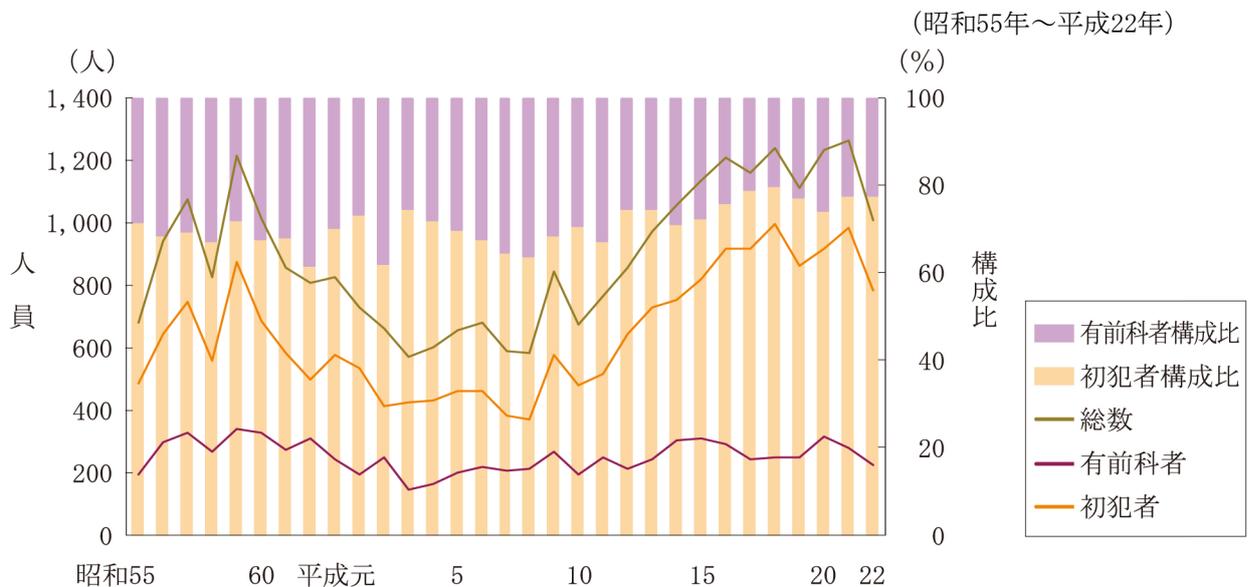
起訴猶予人員中の初犯者における女性比は、平成2年まで毎年38%を超える高水準で推移していたが、その後低下し、6年には28.8%となった。7年以降は毎年30%台で推移しており、22年は34.8%であった。起訴猶予人員中の有前科者における女性比は、13年までは多くの年で10%未満で推移していたが、その後上昇し、14年から毎年10%を超えて推移しており、22年は10.0%であった。いずれも一般刑法犯と比較して顕著に高い（CD-ROM資料12参照）。

## 7 詐欺

## (1) 起訴人員

3-2-10図は、昭和55年以降の詐欺による女性の起訴人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料11参照）。

3-2-10図 詐欺 前科の有無別 女性起訴人員の推移



- 注1 検察統計年報による。  
 2 法人を除く。  
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

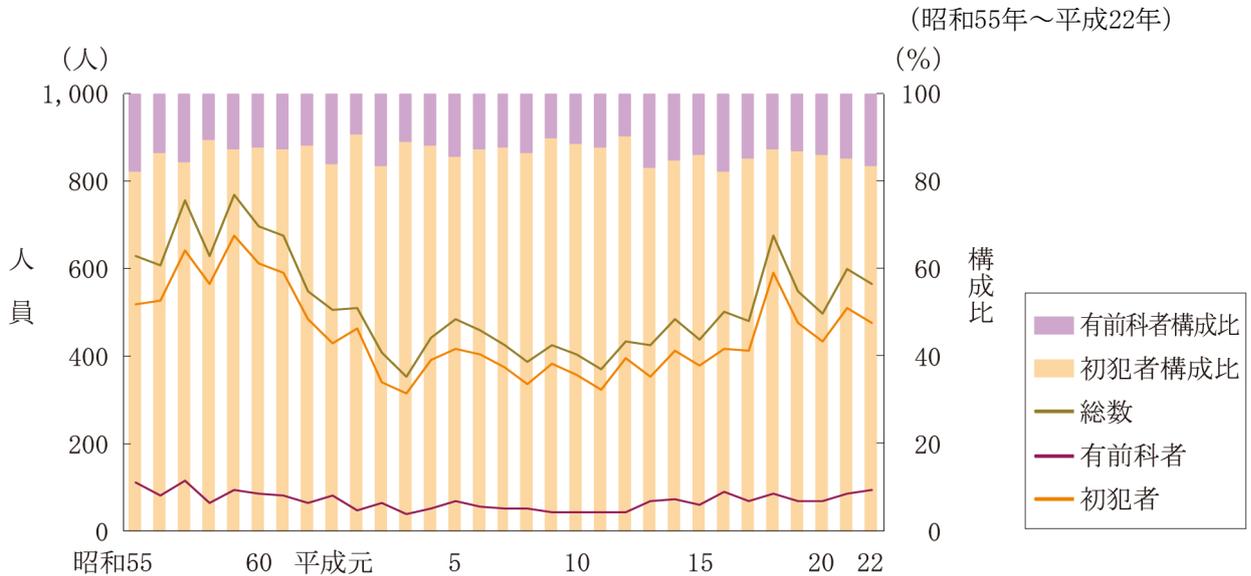
詐欺の起訴人員を見ると、男女とも、初犯者が増加しているが、特に女性では平成11年から急激に増加し、21年には11年からほぼ倍増の988人となった。しかし22年は前年から20.4%減少し、786人となった。男女とも、初犯者率は上昇しており、男性では、16年まで30%台から40%台で推移していたが17年から50%を上回っている。女性では昭和55年以降、ほぼ毎年60%を超えているが、さらに上昇し、平成12年からは毎年70%を超えて推移している。

起訴人員中の初犯者における女性比は、毎年10%台で推移しており、平成22年は14.6%と一般刑法犯と同水準であった。起訴人員中の有前科者における女性比は、3%から7%の間で推移しており、同年は4.8%であった。一般刑法犯と比較すると顕著に低い（CD-ROM資料11参照）。

(2) 起訴猶予人員

3-2-11図は、昭和55年以降の詐欺による女性の起訴猶予人員を前科の有無別に見たものである (CD-ROM資料12参照)。

3-2-11図 詐欺 前科の有無別 女性起訴猶予人員の推移



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人を除く。
- 注3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

詐欺の起訴猶予人員を見ると、男性の初犯者は昭和59年の2,531人をピークに減少していたが、平成12年から増加傾向となり、初犯者率も上昇している。女性では初犯者人員及び初犯者率共にほぼ横ばいで推移している。しかし、男性の初犯者率が40%台から50%台で推移しているのに対し、女性では昭和55年以降、毎年80%を超える高水準である。

起訴猶予人員中の初犯者における女性比は、昭和57年以降毎年20%台で推移しており、平成22年は22.6%であった。起訴猶予人員中の有前科者における女性比は、12年まではほぼ毎年5%未満で推移していたが、13年以降は毎年5%を超える水準にあり、22年は6.1%であった。いずれも、おおむね一般刑法犯と同水準にある (CD-ROM資料12参照)。

## 8 覚せい剤取締法違反

### (1) 起訴人員

3-2-12図は、昭和55年以降の覚せい剤取締法違反による女性の起訴人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料11参照）。

3-2-12図 覚せい剤取締法違反 前科の有無別 女性起訴人員の推移



- 注1 検察統計年報による。  
 注2 法人を除く。  
 注3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

覚せい剤取締法違反の起訴人員を見ると、男性では、初犯者、有前科者とも減少している。女性では、初犯者は平成10年から減少傾向、有前科者は7年から増加傾向にあるため、有前科者率は10年から上昇傾向にある。

男性の有前科者のうち、体刑前科のある者は平成元年以降1万人前後で推移しているが、そのうち実刑前科のある者の比率が上昇しており、22年は70.1%であった。女性では、7年から体刑前科のある者が増加傾向にあり、22年には1,240人となった。そのうち実刑前科のある者の比率は、昭和59年以降40%を超えており、平成22年は47.3%であった。

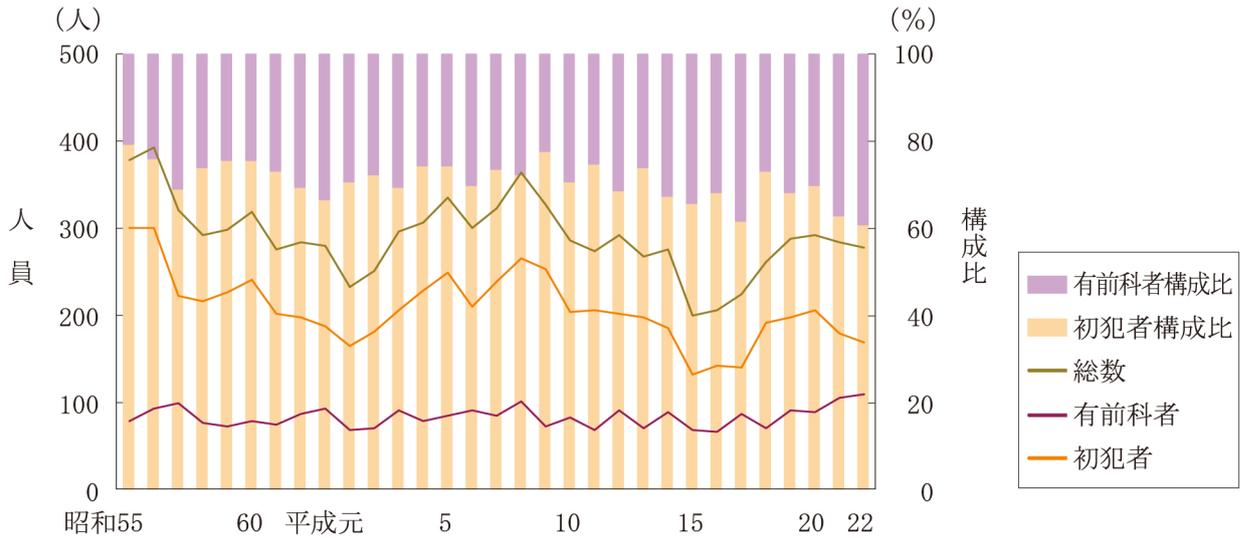
起訴人員中の初犯者における女性比は、平成16年まで、毎年20%台で推移していたが、その後若干上昇し、22年は32.0%であった。起訴人員中の有前科者における女性比は、15年まで10%未満で推移していたが、上昇し、16年以降はほぼ毎年10%を超えて推移している。22年は11.4%であった。いずれも、一般刑法犯と比較して顕著に高い（CD-ROM資料11参照）。

(2) 起訴猶予人員

3-2-13図は、昭和55年以降の覚せい剤取締法違反による女性の起訴猶予人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料12参照）。

3-2-13図 覚せい剤取締法違反 前科の有無別 女性起訴猶予人員の推移

(昭和55年～平成22年)



注1 検察統計年報による。  
 注2 法人を除く。  
 注3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

覚せい剤取締法違反の起訴猶予人員は、男性では、初犯者、有前科者とも減少している。女性では、初犯者が減少し、有前科者はやや増加しているため、初犯者率が低下し、平成22年は昭和55年以降最も低い60.8%となった。

男性では、体刑前科のある者は減少しているが、女性では増加しており、平成22年は103人と、昭和55年以降初めて100人を超えた。体刑前科のある者の中では、男女とも、実刑前科のある者の比率が上昇しており、平成22年は男性で69.6%、女性で44.7%であった。

女性の有前科者は増加しているが、そのうち罰金前科のある者はむしろ減少しており、体刑前科のある者が増加している。

起訴猶予人員中の初犯者における女性比は、ほぼ毎年30%台で推移しており、平成22年は37.4%であった。起訴猶予人員中の有前科者における女性比は、昭和62年以降ほぼ毎年10%台で推移しており、平成22年は14.5%であった。いずれも、一般刑法犯と比較して顕著に高い（CD-ROM資料12参照）。